

## 平成 2 1 年度第 1 回 茨城県私立幼稚園連合会設置者・園長研修会 説明資料

### 1 平成 2 1 年度私立幼稚園概要ヒヤリングの結果等について

#### ( 1 ) 電子メールアドレスについて

幼稚園における電子メール導入率 8 2 . 7 % ( 平成 2 1 年 5 月 1 日現在 )

( 平成 1 9 年 5 月 1 日時点 6 0 . 6 % )

#### ( 2 ) 専任教員数と設置基準について

幼稚園には、学校教育法第 2 7 条、幼稚園設置基準第 5 条により必要な教職員を置かなければなりません。必要教職員数の遵守を願います。

##### < 学校教育法 >

第 2 7 条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

2 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

##### < 幼稚園設置基準 >

第 5 条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の 3 分の 1 の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前 2 項の規定により置く教諭、助教諭又は講師のほか、教頭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。

#### ( 3 ) 副園長、主幹教諭、指導教諭について

副園長、主幹教諭、指導教諭の役職を設置する場合は、園則にその旨を規定する必要があります。

主任、教務主任等、その園ごとに独自の職名を設けている園においては、その役職が学校教育法上のどの職務に該当するか、園則又は内部規定等に明記する必要があります。

幼稚園教諭免許状が無くても副園長になることはできるが、その場合は経常費補助金の対象教員とはなりません。

#### ( 4 ) 園児納付金について ( 平成 2 0 年度 3 歳児ベース )

平均額 月額保育料 18,121 円

月額施設等料 3,220 円 ( 施設費、教材費、冷暖房費、その他 )

入園料 39,220 円

毎月、全園児より一律に納付される費用は、保育料相当のものであることから、原則として園則に規定するよう留意願います。

(5) 専任・兼任の扱いについて

専任は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

ア 常時勤務する者（原則1日8時間、週40時間労働）であること。

イ 雇用期間の定めのない教員であること（ただし、常勤助教諭、常勤講師は専任教員として扱う）。

ウ 給与の支給形態が月給制であること。

エ 原則として、私学共済に加入している者であること。

(6) 雇用保険について

私立学校は、雇用保険適用事業であり、そこに雇用される常勤の者は全て雇用保険被保険者となります（事業主等、65歳以上新規雇用者等は除く）。

短時間就労者（非常勤講師等）は、6ヶ月以上の雇用が見込まれ、かつ、1週間あたりの所定労働時間が20時間以上であれば、雇用保険被保険者となります（平成21年3月31日改正）。平成22年4月に、「6ヶ月以上の雇用見込」が「31日以上雇用見込」に改正されています。

(7) 免許更新について

平成21年度より教員免許更新制度が実施され、平成20年度以前に免許を取得した方は、生年月日に応じて免許の更新を行わなければなりません。

各設置者においては、教員の修了確認期限について十分留意し、免許更新漏れのないよう願います。

(8) 就業規則について

就業規則制定以降、一度も改正を行っていない例が多くあり、特に所定労働時間、年次有給休暇の取得、退職年齢等の規定が法改正前のままであった。

就業規則は、労働法令の改正に適合させるためにも、又、労働者の労働条件向上のためにも、適宜見直しをお願いします。

(9) 園地・園舎について

登記簿の面積と、調書記載の園地・園舎面積とが一致しない場合は、その理由を整理しておくよう願います。

借地契約は、無償契約であっても、書面にて契約書を取り交わしておく必要があります。

借地契約は、原則として20年以上の安定的な長期契約が必要です。

利益が相反する行為は、理事長は学校法人を代表することができないので、特定代理人を選任する必要があります。

（例：理事長が個人的に所有する土地を学校法人へ有償で貸す場合 等）

< 私立学校法 >

第40条の4 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

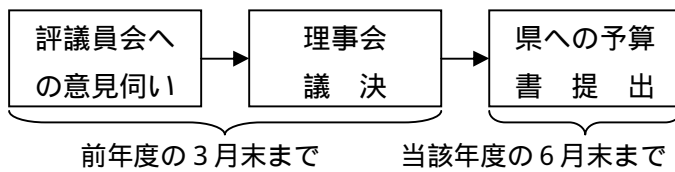
国庫補助、県補助を受けて建築した園舎等を処分する場合は、事前の承認申請が必要であり、その処分内容によっては、補助金の返還の必要も生じます。また、抵当権の設定も、処分にあたりますので、これらの処分を行う場合は、必ず事前にご相談下さい。

(10) 役員名簿について

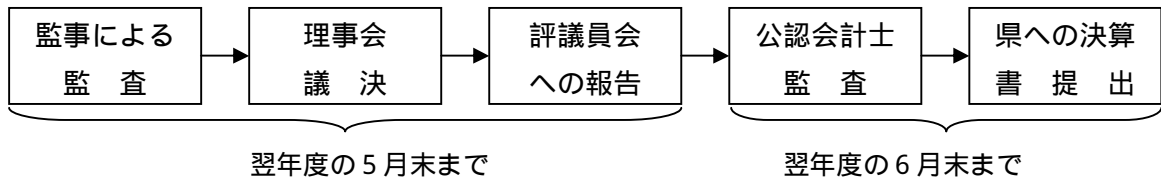
役員の変更を行った場合（任期満了による重任を含む）、理事会終了後速やかに県へ役員変更届（茨城県私立学校事務の手引きP117）を届け出る必要があります。

(11) 理事会開催状況について

予算議決の流れについては、以下の手順が原則とされています。



決算議決の流れについては、以下の手順が原則とされています。



< 私立学校法 >

第42条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

1. 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

第46条 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

< 決算書等の提出期限に係る茨城県告示（茨城県私立学校事務の手引き P 160 ） >

1 貸借対照表等及び収支予算書の提出期限

(1) 貸借対照表等の提出期限は、当該年度の翌年度の6月30日とし、当該年度に係る収支予算書の提出期限は、当該年度の6月30日とする。

(2) 収支予算書に係る収支予算を変更した場合は変更後の収支予算書を速やかに知事に提出するものとする。

(12) 評議員名簿について

学校法人の認可後、概ね20年経過した幼稚園にあつては、2号評議員（幼稚園卒園者で25歳以上の者）の選任が必要となってきますので、留意願います。

(13) ティーム保育について

ティーム保育を担当する方は、教員として幼稚園教諭免許を有している方があたる必要があります（免許を有しない者は含まれない）。

(14) 認定こども園の状況（平成21年4月1日現在）

全国の認定件数

認定件数	公私の内訳		類型別の内訳			
	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
358	87	271	158	125	55	20

茨城県の認定件数

認定件数	公私の内訳		類型別の内訳			
	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
11	3	8	9	1	1	-

(15) 預かり保育の状況

国の補助制度改正に伴う預かり保育補助事業実績算定期間の変更について

従来 of 算定期間	平成 21 年度の算定期間
(通常・特定預かり保育) <u>4,5,6,7,9,10,11</u> 月の通常保育日における 預かり保育の状況 (長期休業日) 8月の長期休業日における預かり保育の 状況(10日以上) (休業日) <u>4,5,6,7,9,10,11</u> 月の休業日における預か り保育の状況( <u>19日以上</u> )	(通常・特定預かり保育) <u>6,10</u> 月の通常保育日における預か り保育の状況 (長期休業日) 8月の長期休業日における預かり保 育の状況(10日以上) (休業日) <u>6,10</u> 月の休業日における預かり保 育の状況( <u>6日以上</u> )

預かり保育実施基準について

- ・今年度国の補助制度改正に伴い、預かり保育を2時間以上開設していることの客観的書類等が必要(預かり保育実施基準、保護者への案内等)

預かり保育の実施状況について

	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
1園あたりの1日平均預かり園児数	8人	11人	12人	13人	14人
1園あたりの1日平均預かり時間数	2時間43分	3時間10分	3時間20分	3時間35分	3時間38分